

平成19年度措置事項等で措置が不十分な項目についての規制改革会議の見解

資料3-1

平成20年6月5日

規制改革会議

番号	事項名	3か年計画における決定内容の概要	講ぜられた措置の概要	評価及び理由	担当タスクフォース
1	支払基金の業務効率化	支払基金の業務効率化計画を作成する【平成19年末】	平成19年12月21日、「レセプトオンライン化に対応したサービスの向上と業務効率化のための計画」を作成・公表。	<評価：××> レセプトのオンライン請求化を踏まえ、審査のあり方を含む業務フローの抜本的な見直しを前提とした業務効率化を計画・実行することが決定されていた。 しかし、作成された計画の内容は、一部の事務職員が不要になることは認めつつも、その余った事務職員を審査強化と称して審査業務に投入し、更には新しく業務を作ってその提供要員に充てる、その結果、人員計画については退職による自然減以上の減少を見込まないというもの。“業務フローの抜本的な見直し”は全く行われていない。 当会議が考える“抜本的な見直し”とは、オンライン請求化により審査・支払業務がほとんど自動化され、支払基金の機能は保険者・医療機関間の紛争解決に特化されることである。	医療
2	支払基金の業務効率化	支払基金の手数料適正化の見直しを作成する【平成19年度末】	平成20年3月24日、「原則完全オンライン化の段階における手数料適正化の見直し」を作成・公表。	<評価：××> 当会議が考える“手数料適正化”は、業務フローの抜本的な見直しが行われた結果、審査・支払の委託手数料を現行の数分の1に引き下げるもの。極めて不十分である「業務効率化計画」に基き現状の医科レセプト手数料114.2円を8円低減するという内容は、論外。	医療
3	医師と他の医療従事者のそれぞれの役割分担の見直し	具体的な対策を含め、医師と看護師等の医療関係職等との間での適切な役割分担について検討し、必要な措置を講じる【平成19年中一部措置、平成20年度以降順次措置】	平成19年12月28日、厚生労働省が通知「医師及び医療関係職と事務職員等との間等での役割分担の推進について」を发出。	<評価：×> 厚労省通知は、医療従事者が現行の法解釈でも実施可能である事項を改めて列挙するにとどまっており、医師と医療従事者間の役割を大きく見直す内容とはなっていない。また、当会議が求めていた具体的対策のうち、「看護師による与薬量の調整」という内容は記載されたものの、「介護福祉士によるたんの吸引」、「助産師の活用」等に関して具体的な記載がない。	医療

番号	事項名	3か年計画における決定内容の概要	講ぜられた措置の概要	評価及び理由	担当タスク フォース
4	医療従事者の派遣拡大	できるだけ限定条件をつけることなく、医療従事者の派遣労働を可能とすべく検討し、結論を得る 【平成19年度中に検討・結論】	都道府県における医療対策協議会を通じた医師派遣制度を創設。	<評価：×> 「医療対策協議会を通じる」という限定条件があることに加え、派遣先及び派遣元の双方が病院または診療所に限定されている。対象も医師のみであり、医師以外の医療従事者（看護師等）については、何らの施策も示されていない。	医療
5	包括払い・定額払い制度への移行の促進	一入院当たりの包括的・定額払い制度の試行を次期診療報酬改定において導入する 【平成19年度中に措置】	平成20年度より15歳未満の鼠径ヘルニア手術に関して1手術当たりの定額支払方式を試行的に導入。	<評価：×> 定額支払方式が試行導入される疾病が極めて限られている。	医療
6	直接契約・直接補助方式の導入	利用者が保育所を選択する直接契約方式の導入について、認証保育所制度の実態を踏まえつつ、検討を行う。また、利用者に対する直接補助方式を導入し、家庭ごとに「要保育度」を設定し、保育サービス利用量を設定することを検討する。その際、育児パウチャーの導入や社会保険制度（育児保険等）への転換についてもあわせて検討する。これらについては「子どもと家族を応援する日本」重点戦略に盛り込まれた「包括的な次世代育成支援の枠組み」を構築していく中で、検討を行う。【認定こども園の実施状況等を踏まえ、保育所において一体的に導入することの可否について、包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討】	平成19年末に終了した「子どもと家族を応援する日本」重点戦略会議が取りまとめた重点戦略に基づき、「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」のための議論の場は、厚生労働省の社会保障審議会少子化対策特別部会に移された。そこでの議論を経て、平成20年5月、「次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方」がまとめられた。	<評価：×> 今後展開される議論のさらなる深化とスピードアップを期待するが、当該3か年計画の決定内容による検討事項が十分議論されるよう、引き続き検討状況を確認していく必要がある。	福祉、保育、 介護
7	保育所の入所基準に係る見直し	保育所に入所していないが保育の必要性が高いと判断される児童の実態についての調査の結果や保護者の就労形態の多様化を踏まえ、保育所の入所基準の見直しについても、検討を行う。【認定こども園の実施状況等を踏まえ、保育所の入所基準の見直しの可否について、包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討】	平成19年末に終了した「子どもと家族を応援する日本」重点戦略会議が取りまとめた重点戦略に基づき、「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」のための議論の場は、厚生労働省の社会保障審議会少子化対策特別部会に移された。そこでの議論を経て、平成20年5月、「次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方」がまとめられた。	<評価：×> 今後展開される議論のさらなる深化とスピードアップを期待するが、当該3か年計画の決定内容による検討事項が十分議論されるよう、引き続き検討状況を確認していく必要がある。	福祉、保育、 介護

番号	事項名	3か年計画における決定内容の概要	講ぜられた措置の概要	評価及び理由	担当タスク フォース
8	家庭的保育(保育ママ)の活用促進	先駆的な自治体の独自事業を参考に、国の事業を拡大し、保育ママの数を増やす必要がある。事業の制度化に当たっては、資格保有者に限定せず、保育ママ要件の緩和について検討を行う。【平成19年度検討開始、平成20年度結論】	家庭的保育を法制化するための児童福祉法改正案が今国会に提出された。	＜評価：△＞ 引き続き措置状況を確認する必要がある。具体的な保育ママ要件等については、今後省令や指針にて規定される予定であるため。	福祉、保育、 介護
9	「放課後子どもプラン」の見直し	放課後児童クラブ(学童保育)事業に係る障害児加算について、事業者のインセンティブを働かせ、障害児の受入を促進する観点から、受入人数に応じて加算が増減するようなスライド制を採り入れる等、加算の在り方を見直す。【平成19年度検討・結論】	平成20年度より、市町村が指導員を確保・派遣し、質の向上を支援する方式に改定され、また加算の単価が増額された。	＜評価：△＞ 措置が講ぜられ一定の評価はできるが、当会議が例示したスライド制ではなく、今回の加算見直しによる受入促進への効果は現時点では不明であるため。	福祉、保育、 介護
10	次世代育成支援対策推進法に係る運用の見直し(一般事業主に対する認定制度の見直し)	今年度から始まる各事業主に対する認定状況等を踏まえ、より効果的な制度となるよう見直しを行う。【認定状況を踏まえ、逐次措置】	平成19年度から認定が開始されたところであり、認定基準については、その状況も踏まえ、引き続き検討する予定。(フォローアップの回答から)	＜評価：××＞ 取組や検討状況が示されていないため。	福祉、保育、 介護
11	国家公務員の採用年齢等 の見直し	人事院において、国家公務員採用試験(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ種)の受験年齢上限を引き上げるための検討を平成19年末までに行うよう、要請する。	採用試験の再編を含む「公務員制度の総合的な改革に関する懇談会」報告書を反映した「国家公務員制度改革基本法案」の内容、審議結果を踏まえて検討することとされたところ。	＜評価：△＞ 人事院において、民間企業実態調査が実施されているが、年齢上限引き上げに向けての十分な検討が行われていないため。	雇用・就労
12	国家公務員の採用年齢等 の見直し	国家公務員中途採用者選考試験(再チャレンジ試験)につき、初年度の応募状況、採用結果等を踏まえ、平成20年度以降の実施に向けて、採用職種、採用人数、受験年齢等につき見直しを行う。 (19年度結論、平成20年度実施の試験より措置)	採用試験の再編を含む「公務員制度の総合的な改革に関する懇談会」報告書を反映した「国家公務員制度改革基本法案」の内容、審議結果を踏まえて検討することとされたところ。	＜評価：△＞ 19年度中に十分な検討がなされず、20年度実施の試験において見直しが行われていないため。	雇用・就労

番号	事項名	3か年計画における決定内容の概要	講ぜられた措置の概要	評価及び理由	担当タスク フォース
13	表示制度の見直し	ブランド化や商品開発の促進に向け、DNA鑑定等の農産物検査以外の根拠を持って米の品種表示が可能か否かを検討し、結論を得る。【平成19年度結論、以降速やかに措置】	品種表示の対象となる産地品種銘柄の設定において、民間育種の品種や出回りが少量のものであっても、検査を行う登録検査機関が1つ以上ある場合には産地品種銘柄として設定できるとした。	＜評価：×＞ これまで産地品種銘柄の対象とはならなかった品種も、検査機関を確保し検査をすれば品種表示が可能となるため、改善は図られるものの、DNA鑑定の導入に関する結論が得られていない。	農林水産業
14	不当景品類及び不当表示防止法に基づく改正後の総付景品告示の周知等	平成19年3月7日、「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」(昭和52年公正取引委員会告示第5号)が改正され、総付景品の最高額が2倍に引き上げられた(同日施行)。今回の改正により、事業者にとっても総付景品の提供をより幅広く行うことが可能となることから、改正内容を十分周知するとともに、改正後の総付景品提供の動向について注視する。【平成19年度措置】	・公正取引委員会において、改正内容について、プレスリリース、HP、パンフレット等様々な方法より事業者等への周知を実施した。 ・公正取引委員会において、消費者団体や関係事業者との意見交換等を実施し、当該改正が、消費者の適正な商品選択へ影響を及ぼしていないかどうか実態把握に努めた。	＜評価：△＞ ・「改正内容を十分周知する」については、公正取引委員会において、様々な方法により実施したことを確認した。 ・「総付景品提供の動向について注視する」については、実態把握に努めたとのことであるが、現時点で公正取引委員会が把握した状況等について、エビデンスの提出がないため、評価できない。	独禁政策
15	成田、関西、中部空港の完全民営化	空港会社の経営自由度の向上と自主性・創意工夫等の発揮の観点から、料金規制、外資規制、経営体制等のあり方について検討し、完全民営化が所期の効果を発揮できるようにするための措置を講じた上で、成田、関西、中部各空港の完全民営化を達成する。【平成19年以降検討・結論】	「空港整備法及び航空法の一部を改正する法律案」の第169回国会への提出に際し、「外資の積極的な導入による開かれた日本の実現」と「安全保障のための空港などの基本インフラの機能確保」の両立という要請に如何に応えるか検討を行った結果、「安全保障」に対する脅威への対応については、内資、外資併せて幅広く議論を深める必要があり、行為規制のあり方、資本への規制のあり方等、空港会社や空港機能施設事業者への規制のあり方について、他の関係法令も含め、諸外国における政府の関与のあり方等も参考にしつつ検討を行い、年内のできるだけ早い時期に結論を得ることとされたところ。	＜評価：×＞ 行為規制のあり方、資本への規制のあり方等、空港会社や空港機能施設事業者への規制のあり方について、平成20年中に改めて結論を得ることとなったことから、政府内における検討の進捗について引き続き注視していく。	運輸

番号	事項名	3か年計画における決定内容の概要	講ぜられた措置の概要	評価及び理由	担当タスク フォース
16	羽田空港の積極的活用	再拡張後の羽田空港の国際化の推進の観点から、アジア・ゲートウェイ構想における「また、2010年に、再拡張事業等により、国際化に積極的に対応する。増大する成田空港(年2万回増加)・羽田空港(年3万回増加)の発着枠については、両空港のアクセス改善等を図りつつ、国内輸送と国際輸送を円滑に繋げ、戦略的・一体的に活用し、国際ネットワークを拡充する。」「羽田空港については、昼間は、供用開始時に国際旅客定期便を3万回就航させる。路線については、これまでの距離の基準だけでなく、需要や路線の重要性も判断し、羽田にふさわしい路線を、近いところから検討し、今後の航空交渉で確定する。併せて、深夜・早朝についても、騒音問題等に配慮しつつ、貨物便も含めた国際定期便の就航(欧米便も可能)を推進する。」という方針を踏まえ、着実な施策の推進を図る。【平成19年以降検討、一部平成22年以降も引き続き検討】	第12回経済財政諮問会議(平成20年5月20日)では、2010年の羽田空港第4滑走路供用開始時点において国際定期便として昼間時間帯(約3万回)及び深夜早朝時間帯(約3万回)を確保すること、またその路線については羽田にふさわしい近距離アジア・ビジネス路線(ソウル、上海、北京、台北、香港)までは就航可能であること等の方針が国土交通省より示されたところ。	<評価: ×> 当会議としては、羽田空港第4滑走路供用開始時点で、昼間時間帯における国際線発着枠について3万回から可能な限りの上積みを行うべきであること、またその路線については欧州、米国、豪州も「羽田にふさわしい路線」に含まれると解釈した上で、利用者全体の便益の大きさを考慮すべきであると考えているところから、現段階で国土交通省から示された方策は不十分であると考える。	運輸
17	タクシーの駅構内への入構	いわゆる駅構内については、その管理形態や利用形態も様々であり、その運用次第では利用者の円滑な乗り継ぎに支障を与えるおそれがあるほか、交通事業の新規参入に際しての実質的な障壁ともなるおそれがある。また、一方で、近年では、特に大都市圏の駅において客待ちタクシーの列が渋滞等を引き起こす例も生じている。このため、公共交通機関相互の乗り継ぎの円滑化という観点や交通事業における新規参入に当たっての実質的な障壁の解消という観点から、駅構内の管理・利用形態について実態調査を行い、上述した諸点を解消するための具体的措置について結論を得る。【平成19年度結論】	地方運輸局等を通じて実態調査を進めた結果、地域ごとに乗り場の整備状況や入構に係る権利関係などが多種多様な実態となっており、共通の対応策を示すことが必ずしも適当ではない状況であることが明らかとなった。これを踏まえ、各地域における改善策の検討に資するための事例集(ガイドライン)を取りまとめた上で、引き続き、関係者に対し、必要な指導・助言等を行うよう、地方運輸局等あて通達した(平成20年3月31日付け国自旅第329号)。	<評価: ×> 平成20年度に引き続き調査・検討を行うこととなった。	運輸

番号	事項名	3か年計画における決定内容の概要	講ぜられた措置の概要	評価及び理由	担当タスク フォース
18	教職大学院修了者の採用・処遇における公平性の確保	教職大学院修了者の採用・処遇について、その修了者が教員としての一定の資質を備えているとの先験的な前提に立って、制度的に大学学部卒業者や一般大学院修了者等と異なる措置を講じることは適当ではなく、修了者の実績等を踏まえ、都道府県教育委員会等において選考の公平性に留意しつつ対応すべきことを引き続き周知する。【平成19年度措置】	平成18年3月31日閣議決定の「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改訂)」の趣旨を踏まえ、平成19年3月1日付け、18文科高第680号「専門職大学院設置基準及び学位規則の一部を改正する省令の公布等について(通知)」において、内容の周知を行い、また、平成19年度に実施された各種会議等の場を通じて、「規制改革推進のための3か年計画」の内容を、大学を始め、各都道府県教育委員会に周知している。	<評価: ×> 左記において周知しているにもかかわらず、一部の教育委員会が教職大学院修了者に対し、通常の採用選考方法とは異なる観点・方法で選考することを検討中であることが判明している。 文部科学省は、平成20年4月に入学し平成22年3月に卒業する教職大学院生の採用活動が行われる時期までに、閣議決定の趣旨を徹底すべく、教員採用権限を有する各教育委員会に対し、方法や名目の如何を問わず、実質的に教職大学院修了者がそうでない者と異なる扱いを受けることが決して生じないように、具体的な判断基準をもってさらに厳重に周知すべきである。	教育・研究
19	船員保険保養所	船員保険法の抜本改正後に、速やかに検討を開始し、関係者の合意を得た上で、平成19年度中に合理化計画を策定し、当該計画に基づく施設の合理化を平成22年度までに行うよう努める。【平成19年度結論、平成20年度以降実施】	船員保険保養所等については、整理合理化計画を策定すべく、平成19年9月から、「船員保険事業運営懇談会施設検討小委員会」において議論を行っているが、平成19年度中の計画の策定には至っていない。	<評価: ×> 船員保険保養所の整理合理化計画の策定が措置期限内に行われていない。このことから、施設合理化の完了の遅れが懸念される。	官業改革
20	都市再生機構	機構の保有する77万戸の賃貸住宅の適正化に向け、建替え・集約等に伴う規模縮小等を図るため、都市再生機構法第26条第1項第2号の要件を厳格に運用し建替事業を厳選した上で、賃貸住宅の削減戸数を明確にする。【平成19年度措置】	平成19年12月26日に「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針」が公表され、平成30年度までに約10万戸の再編に着手し、約5万戸のストックを削減、平成60年頃までに現在のストックの概ね3割を削減する。	<評価: ×> 賃貸住宅の削減戸数については公表が行われたが、都市再生機構の賃貸住宅戸数の適正化に向けた取組については、引き続きその内容の妥当性を含め精査が必要である。	官業改革
21	日本学生支援機構	回収業務については、引き続き回収率の更なる向上についての分析と方策を検討し、業務の効率化、合理化の観点から、費用対効果の検証を踏まえつつ、民間に委ねられる業務については、積極的に民間委託を進める。【平成18年度検討・結論、平成19年度中に措置】	奨学金回収強化策及び関連事項について検討を行うため「奨学金の返還促進に関する有識者会議」を設置し審議を行っている。 返還金回収業務については、これまでの民間委託に加えて、平成19年度から新たに、休日等の返還督促架電の委託を追加している。	<評価: △> 有識者会議において、奨学金の回収強化策等が依然として検討されているところであり、更なる業務の民間開放について確認する必要がある。	官業改革

(備考) <評価> は、当会議が当該事項の措置状況を × × (極めて不十分)、× (不十分)、△ (更なる改善が必要) の三段階で評価したもの。